

履修規程

(総則)

第1条 この規程は、学則に従い、学生の科目履修について規定する。

(卒業要件単位)

第2条 必修科目及び選択科目から修得しなければならない卒業に必要な単位数は、次のとおりとする。

区 分		人文学科 キャリア・イングリッシュ専攻	人文学科 こども専攻	心理臨床学科
共通教育科目	必修	1 8		
	選択	1 3		
専門教育科目	必修	1 8	2 8	1 4
	選択	3 8	2 8	4 2
その他		3 7	3 7	3 7
計		1 2 4	1 2 4	1 2 4

(教職課程)

第3条 本学の教職課程によって取得できる教員免許状は、次のとおりとする。

- (1) 幼稚園教諭一種免許状
- (2) 小学校教諭一種免許状
- (3) 中学校教諭一種免許状（英語）
- (4) 高等学校教諭一種免許状（英語）
- (5) 高等学校教諭一種免許状（公民）
- (6) 特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者）（肢体不自由者）（病弱者）

2 本学が開設する「教職に関する科目」、「教科に関する科目」及び「教科又は教職に関する科目」並びに「特別支援教育に関する科目」は、共通教育科目及び所属学科・専攻において開設されている専門教育科目であるものを除き、その単位は卒業要件に含まない。

(保育士養成課程)

第4条 保育士資格を取得するための履修要件は、学則並びに児童福祉法及び児童福祉法施行規則に従い所定の科目を修得しなければならない。

2 前項の保育資格取得に要する科目は、学則別表5に定める。

(履修制限)

第5条 学生が1年間に履修登録できる単位数の上限は、49単位とする。この場合において、第3条第2項の規定により、卒業要件に含まれない科目の単位については、当該単位数に算入しない。

2 同一時間帯に開講される科目を2つ以上履修することは、できない。

3 科目によっては、履修を制限する。

(履修届)

第6条 学生はアドバイザーと相談して履修する科目を選択し、受講する授業科目を登録しなければならない。履修登録は各学期の所定の期日までに完了するものとし、教務課に届け出なければならない。

2 履修を登録していない科目の受講又は受験は認めない。

3 登録した授業科目の変更や追加取消し等は予め指定された期間内に限るものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

2 平成21年以前に入学した者については、改正後の第2条及び第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

2 平成22年以前に入学した者については、改正後の第3条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

2 平成25年以前に入学した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

2 平成29年以前に入学した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和2年9月17日から施行する。